

別紙1（3頁～ 別紙2）

争点1に関する認定事実の要約

本件判決39～42頁を参照ください。証拠引用は省略しました。

ア 平成28年2月1日 被告会社は「マリカー利用規約」を作成した。

同利用規約には、公道カートのレンタルを受ける利用者は、運営会社と定義される被告会社から車両及び付属品を借り受ける旨の記載がある。

同年11月15日 同利用規約は品川店の入口の窓ガラスに掲示されていた。

イ 平成28年6月24日頃 被告会社は品川組合に係る組合契約を締結し、同組合を結成した。

品川組合の組合員は、被告会社及びK-K a r t株式会社の2社

被告会社は、本件訴訟提起後である平成29年10月23日に品川組合を脱退し、その後、同組合は、同年12月6日、組合の名称を東京観光有限責任事業組合に変更し、同月20日に解散した。

ウ 平成28年9月28日 被告会社は本件ロゴに関する商標登録の出願をした。

エ 平成28年9月28日 株式会社ディー・エヌ・エーの「Find Travel」というウェブサイトは、「マリオカートをレンタルして公道を走れるって知ってた？実は気軽にできる面白体験をご紹介します！」と題する記事を掲載し、その中で、品川店を「リアルマリオカートをレンタルできるお店の株式会社マリカー（X-K a r t 正規店）品川店」と紹介した。

オ 平成28年10月4日頃 被告会社は、本件レンタル事業を行う各店舗における店長等を募集する求人広告をした。

同広告において、被告会社は、同社の事業内容を「普通免許で運転できる一人乗りの公道カートのレンタル」等と、また「日本最大級の公道カートのレンタル&ツアーサービスとして、国内外で大きな注目を集める株式会社マリカー。東京での増店と、大阪・山梨・沖縄での進展オープンが決定しているため、『店長』『メンテナンススタッフ』を募集します。」「当社はこれまでの1年でビジネスの運用を固め、大きな実績を残しましたので、ここから爆発的に事業規模を拡大させます。」とし、勤務地として「東京・沖縄などのマリカー各店 グローバルな職場です 入社後は東京の店舗にて研修予定」と記載した。

カ 平成28年11月15日 品川店においては、前記アのとおり被告会社の作成した「マリカー利用規約」が掲示されていたほか、被告会社の会社名（株式会社マリカー）が記載された本件名刺が配布され、同名刺には「車両レンタル・車両販売・カスタム整備・広告企画」と記載されていた。

同日 品川店においては、本件レンタル事業に係るレンタル料金の支払につき、被告会社名で領収証が発行されていた。

キ 平成29年2月23日 被告会社は、被告会社サイトにおいて、自社を「公道カート総合サービスを提供する株式会社マリカー」等と紹介すると共に、同社の事業として「レンタル事業・広告宣伝事業」と「販売事業・整備陸送事業」の2つを挙げ、「レンタル事業」「販売事業」について、それぞれ宣伝文句を記載していた。

ク 平成29年6月13日頃 被告会社は、秋葉原組合に係る組合契約を締結し、同組合を結成した。

秋葉原組合の組合員は、被告会社及びK-K a r t株式会社の2社

被告会社は、平成29年10月24日（注：本件訴訟提起後）に秋葉原組合を脱退。

ケ 平成29年6月26日頃 被告会社は、沖縄組合に係る組合契約を締結し、同組合を結成した。

沖縄組合の組合員は、被告会社及びK-K a r t株式会社の2社

被告会社は、平成29年11月6日（注：本件訴訟提起後）に沖縄組合を脱退した。

コ 平成29年2月23日 品川店サイト1及び河口湖店サイトのデザイン、本件レンタル事業に係る説明等の記載は概ね同一

平成29年10月2日 品川店サイト2、秋葉原第1号店サイト2、渋谷店サイト、大阪店サイト及び沖縄店サイトはいずれも本件ドメイン名4を使用して開設され、その記載内容も概ね同一